

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会（第4回）

日時 令和4年8月2日（火）14:00～16:00

場所 秋田キャッスルホテル 4階 放光の間

○経済産業省（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく第4回秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会を開催いたします。

本日も御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は、一部構成員にはオンライン会議アプリを使って各自の職場や自宅などから会議に参加いただいております、リアルタイムで音声のやりとりができるようになっております。

オンライン会議の開催に当たりまして、主にオンラインで出席される構成員へ向けてでございますけれども、事務的に留意点を3点申し上げます。

1点目、音声がかぶるなどの問題が発生しますので、御発言いただく方のみカメラとマイクをオンにさせていただいて、御発言時以外はカメラを停止状態に、音声をミュート状態にさせていただきますよう、お願いいたします。

2点目です。御発言を希望の際は、チャット機能を活用して発言を希望の旨、御入力いただくようお願いいたします。順次、座長から「何々委員、御発言をお願いします」と指名させていただきますので、マイクをオンにいただき、御発言いただければと思います。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。その他、もし何か御不明点などございましたら、何なりとおっしゃってください。

さて、6月24日に開催しました第3回の協議会では、漁業影響調査手法の案、それから、地域共生策について御議論をいただきました。本日は、これまでの御議論を踏まえまして、協議会としてのとりまとめ（案）について御議論いただきたいと思います。

それでは、以降の進行につきましては、中村座長にお願いできればと思います。中村座長、よろしくお願いたします。

○秋田大学（座長）

中村でございます。本日もまた皆様、よろしくお願い申し上げます。まず、最初に報道関係の皆様にご連絡がございます。協議会の運営に支障を来さないよう、これ以降の撮影は御遠慮くださいますようお願い申し上げます。毎回お願いしていることではございますが、何とぞ御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、今回より御出席の構成員の方がいらっしゃいますので、その方の紹介と配付資料について説明いただければと思います。よろしくお願い致します。

○経済産業省（事務局）

はい。承知しました。それでは、御紹介いたします。秋田市長の穂積様でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料について確認をいたします。皆様、お手元の資料を御確認いただければと思います。まず、議事次第でございます。

議事次第のほかに資料1、出席者名簿。それから、資料2、配席図。資料3、協議会意見とりまとめ（案）。資料4、促進区域（案）。資料5、発電設備等の設置に制約が生じる範囲。資料6、協議会意見とりまとめ後の主な段取り。それから、参考資料1としまして第3回の協議会の議事要旨。それから、参考資料2としまして、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における洋上風力発電事業に係る漁業影響調査の手法、これは前回御議論いただきました「案」が取れたものでございます。

以上でございます。お手元の資料にもし不足があれば、お知らせいただければと思います。

○秋田大学（座長）

ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。初めに議題（1）事務局説明事項でございますが、これも事務局から御説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

はい。承知しました。協議会意見とりまとめ（案）について御説明をする前に、前回、御議論いただきました論点を中心に関係する出席者の方々から補足説明をいただく形にしたいと思います。初めに、前回、潟上市の鈴木市長から御発言いただきました海水浴場の

砂浜の侵食に関連して環境省と秋田県から補足説明をお願いいたします。

まず、環境省からよろしくをお願いいたします。

○環境省（オブザーバー）

環境省環境影響評価課の會田でございます。それでは、御案内がありました海岸侵食に関しまして補足説明させていただきます。前回の協議会におきまして、鈴木潟上市長から出戸浜海水浴場の影響について御発言がございました。このことにつきまして環境省から海水浴場への影響については、環境アセスメントにおいて人と自然とのふれあいの活動の場として扱う旨、御回答させていたところですが、潟上市さんからの御懸念は、砂浜の消失、いわゆる海岸侵食の影響であったという点ございましたので、改めて補足説明させていただきます。

海岸の侵食、中でも砂浜の後退といった現象は、全国でも多くの海岸で課題となっておりまして、秋田県の沿岸海域におきましても離岸堤の設置などの対策が講じられているものと承知しております。海岸の砂浜ですけれども、河川から海に流れ込む砂の供給と海岸線に沿って砂が移動していく漂砂といったもののバランスによって侵食したり、堆積したりすると言われてございます。海岸侵食が近年多く見られるようになりましたのは都市化ですとか、河川の整備に伴って河川からの砂の供給量が減少していることが主な要因とされております。

また、海岸線に沿って砂が移動するというこの現象、漂砂という現象が発生する領域は、波打ち際から波が碎ける砕波帯付近までとされておりまして、水深が20メートルより深くなりますと、海底の砂はあまり動かないということです。こうしたことから、砕波帯より沖合に設置されるような洋上風力発電設備に関しましては、海岸侵食の状況が変化する可能性は低いと伺っております。したがって、事業者による環境アセスメントにおいて、こうした漂砂ですとか海岸侵食に関しましては調査、予測評価の対象とすることは想定していないところでございます。

洋上風力発電につきましては、国内でも実績がまだまだ少なくございまして、地域の方々の様々な御懸念の声、伺ってございます。環境省としましても、引き続き洋上風力の環境影響に関しまして必要な情報をとりまとめて、これからも御案内してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○経済産業省（事務局）

続きまして、秋田県からよろしくお願ひいたします。

○秋田県産業労働部

県でも天王海岸の海岸線の侵食、特に出戸浜海水浴場の侵食につきましては、汀線調査を行い、その状況を把握しているところであります。要因については、今、環境省からも御発言がありましたけれども、そういった理由や、その他にもまだあるのかもしれない。いずれにしても、風力発電設備建設前であり、現時点では風力発電設備との関係はないわけですが、県の汀線測量、このモニタリング調査の結果につきましては、協議会の場にお示ししていきたいと考えております。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

次に、前回、第3回協議会の場で船川地区運営委員長の菅原様、それから、秋田県漁業協同組合代表理事組合長の加賀谷様から御発言をいただきました漁船の風車への衝突防止策についてですけれども、これに関連しまして国土交通省から説明をお願いいたします。

○国土交通省港湾局（事務局）

国土交通省の榊原です。漁船の風車への衝突防止策について、この件につきまして事例を交えつつ御紹介をさせていただきます。風車への衝突防止策につきましては、大きく3パターン、風車側での対策、それから、船側での対策、それから、船舶の運航ルールの策定による対策というものが考えられます。

最初に風車側の対策につきましてですが、風車の計画、設計の指針としまして、洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説というものが策定されておりました、この中で整理がなされております。内容は、昼、夜や気象などの環境条件にかかわらず、洋上風力発電設備が常に捕捉、また、識別できるように、1つ目としましては設備の視認性を高めるための塗装の色を採用すること。これは簡単に言えば目立つ色を塗るということ。2つ目としましては、視認のための灯火を設置すること。3つ目としましては、設備を特定できる標識板を設置すること。こういうことが規定されております。ですので、事業者の

方々は、この統一的解説に基づいて計画、設計を行うこととなります。その他の事例としましては、風車に霧笛を設置して濃霧などによって視界が悪い時に音響信号を発生することで構造物の位置を知らせるといったような方法もございます。

次に、船側での対策につきましてですが、前回の協議会の中で加賀谷組合長様から御紹介いただきましたビデオプロッタ、こういったものを船側に搭載することで航行安全に寄与するということがまず考えられます。その他の事例としましては、現在、スマートフォンアプリを活用しました小型船舶の事故防止のための取組、こういったものが進められております。今後の実用化や普及が期待されているところでございます。

最後に、船舶の運航ルールの策定についてですが、国内外の先行事例では、風車周辺の水域で船舶の航行を規制するルールを定めている場合や船舶の大きさ別、その風車との離隔距離を定めているもの、こういったものがございます。現時点でこの当海域における風車の設置位置、それから、設置基数、こういったものがまだ未確定の状況ですので、事業者が選定された後に先行事例も踏まえつつ、関係者間で丁寧な協議を行って具体的な対策を決めていく必要があると考えております。

以上で説明を終わります。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

最後に補足ですけれども、私から、本区域の系統容量についてでございます。1点だけ御報告いたします。これまで本区域で確保されている系統の規模は、約21万キロワットということで御報告してまいりましたけれども、今年度の事業者による国への情報提供の中で、承継意思のある系統の設備容量を追加する方向で、今、東北電力ネットワークさんと手続を進めているという旨の情報提供をいただいております。これによりまして、結果としてですけれども、本区域における系統規模については、約34万キロワットとなる見込みでございます。

補足説明は以上でございます。

○秋田大学（座長）

ありがとうございました。

今の説明でございますが、非常に重要な内容も含んでおりますので、皆様方から質問を

いただきたいと思いますが、何か御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○秋田県漁業協同組合（副組合長・船川地区運営委員長）

風車のほうに目立つ色とか、そういうのをやるというのですけれども、霧等であれば多少は見えるかもしれませんが、吹雪の中で車を運転したことのある人であれば分かるかと思うのですけれども、一寸先が見えないわけですよね。それでもこれ、大丈夫なものですか。

○国土交通省港湾局（事務局）

今、3つの御説明を差し上げましたけれども、まさにそういったものの組合せで、色であれば、こういう場合には色で目立つ、それから、2つ目に申しあげましたように灯火、そういった光るもので見えるようにする。あとは、その他の事例として言いましたけれども、今度、音を出して、そういった装置をつけるといったようなことが考えられますので、こういったものを色々組み合わせていくのかと思っております。

○秋田大学（座長）

よろしいでしょうか。ほか、何かございませんか。最初の議題ですが、潟上市様、よろしいでしょうか。お願いします。

○秋田県漁業協同組合（理事・天王地区運営委員長）

その風車がもし建った場合、プロッタとかに何か登録できるような仕組みとかがあってできないものなんですかね。まず、漁船ってみんなプロッタとって、カーナビみたいなやつがついているんですよ、ほとんどの船が。そうした、あとブイだったら、3号ブイとって、まずついているんです。そういうやつと連携して登録できるようなシステムとって、できないものですかね。

○国土交通省港湾局（事務局）

すみません、私もシステムの細かなところまでは分からないのですけれども、昨今のこのデジタル化が進んでいる状況を考えれば、何か座標ですとか、そのデータを特定して入

れ込むことができるのではないのかなと思いますが、すみません、断言はできませんので御了承ください。

○秋田県漁業協同組合（理事・天王地区運営委員長）

ぜひ検討をお願いします。

○経済産業省（事務局）

よろしいでしょうか。やはり安全対策、非常に重要だと思っております、その風車側が、先ほどまさに菅原さんがおっしゃったように、風車側が目立つようにするだけではやっぱり足りないと思うんですよね。したがって、後ほどとりまとめ（案）のほうで出てきますけれども、漁船側のまさにこの間、組合長の加賀谷さんがおっしゃっていましたプロッタ、ああいったものもセットで御支援をしていながら、両面で対策をしていく。その際には、実際に風車がどこに建っているかという位置も含めて、その運航ルールを皆さんで協議する中で、その位置情報も共有していくということが、必須だと思っておりますので、そういう対策も含めて、今後、実際、実施していくことだと理解しています。

○秋田大学（座長）

よろしいでしょうか。後から出てきますけれども、こういったICTとか、AIとか、その活用というのは、今後重要になると思います。とりまとめのほうにもそれは少し記載されておりますので、とりまとめのほうで、多分また少し説明があるかと思えます。ほか、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、続きまして次の議題（2）に移ります。本日のメインとなる議題ですが、議題（2）協議会意見とりまとめ（案）について、これもまた事務局より説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

それでは、すみません、お手元の資料3、協議会意見とりまとめ（案）、それから、資料4、促進区域（案）、資料5、発電設備等の設置に制約が生じる範囲、これらを用いまして御説明をさせていただきます。すみません、重要なものですから、資料3、丁寧に御説明をいたします。資料3を御覧いただければと思います。

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会意見とりまとめ（案）でございます。まず1番、「はじめに」ですけれども、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、通称「再エネ海域利用法」ですけれども、これに基づいて今年の1月25日に協議会を設置しまして、促進区域の指定、それから、発電事業の実施に関して必要な協議を行いました。

2番の協議会意見です。秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして促進区域として指定することに異存はない。ただ、下の留意事項です。指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求めるということにしています。

3.の留意事項です。（1）全体理念。まず①です。選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。②選定事業者は、地元との共存共栄の理念や本海域における発電事業が地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。③協議会の構成員及び選定事業者は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入に促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。④選定事業者は、洋上風力発電設備の設置までに発電事業の実施について協議会の構成員となっている漁業者の了解を得ること。他方、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（2）です。これは地域や漁業との共存、それから、漁業影響調査に関する章になっています。まず、①です。選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。②選定事業者は、洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること。これは後ほど出てきます4.の将来像にも記載があります地産地消のことを指しています。

それから、③です。算定事業者は、港湾及びその周辺地域への洋上風力発電関連産業の立地に向け、地元自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うこと。④選定事業者は、洋上風力発電設備の観光資源としての活用や環

境教育・広報のための利用について配慮すること。⑤選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念の下、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等を行うこと。

⑥基金への出捐等の規模（総額）については、選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力の規模にキロワット当たりの単価（250円）と公募占用計画の最大認定期間（30年）を乗じた額、すなわち発電設備出力×250×30で算定される額を目安とする。⑦各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。

⑧選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用、これは基金を通じた取組の実施も含みます。これに際して公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。⑨地元基礎自治体、これは男鹿市、潟上市及び秋田市を言います。以外に基金を設置する場合においては、基金の設置者は基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備えつけるほか、定期的に外部監査を受けること。併せて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。

⑩選定事業者は、本海域における漁場の実態に基づき、漁業との協調・共生・振興策について関係漁業者等と協議を行うこと。また、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、建設工事前に2年間の漁業影響調査を実施することとし、発電事業の開始後も少なくとも3年間は継続して実施すること。調査の具体的方法及び時期については、協議会での議論や協議会が提案する漁業影響調査手法、これは別紙1、すなわち、前回協議会で御議論いただいたものですが、これに留意するとともに、同調査手法において定める実務者会議での検討内容並びに関係漁業者等、学識経験者及び地元自治体の意見・助言を尊重すること。その際、内水面漁業への配慮も適切に行うこと。

⑪選定事業者は、漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者等に対して適切な措置をとること。⑫選定事業者は、地域や漁業との協調・共生策の提案に当たっては、上記①から⑩のほか、この後出てきます4番、将来像の趣旨を踏まえること。

(3)、こちらは設備の設置位置等についての留意点になっております。①選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分

考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。②選定事業者は、漁業との共存共栄の理念の下、促進区域内の水深10メートル以浅の海域には洋上風力発電設備等（海底ケーブルを除く。）を設置しないこと。また、海底ケーブルの設置に当たっては、漁業に支障を及ぼすことがないよう十分な深さでの埋設を行うなど設置方式に配慮すること。

なお、洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説では、海底ケーブル敷設時の埋設深さや位置の状態を適切に維持し、確保することが求められている。同解説を踏まえ、適切に定期点検を実施すること。これは法令に基づいて書かれているものなので、念のため、確認する意味も込めて、強調するためにここに記載をしております。

それから、③です。船越水道を航行する船舶の通航路における安全航行を確保するため、選定事業者は、別紙2、これは本日の資料5に相当します。資料5を見ていただきますと、そこに赤色のエリアが示されておりますけれども、この赤色のエリアには洋上風力発電設備等、これは海底ケーブル、ブレード回転エリアは除きますけれども、それを設置しないことというふうにしております。

そして、④です。選定事業者は洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。⑤選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確保すること。⑥選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、気象レーダーや電波受信環境等に支障を及ぼすことがないように、気象庁及び放送事業者等と協議を行うなど十分に配慮すること。

それから、(4)、これは発電設備との建設に当たっての留意点でございます。①選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。また、周辺住民に対して工事内容やスケジュールの周知を行うこと。②特に洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工に当たっては、関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の運航等と漁業の操業等について適切に調整すること。大きな騒音を伴う工事については、早朝や夜間の作業は避けるなど周辺住民の生活に十分配慮すること。③選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないように必要な措置をとること。

それから、(5)です。こちらは発電事業の実施に当たっての留意点です。まず①です。選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。②選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。また、船舶の航行の安全を確保するための必要な支援を行うこと。ちょうどまさにこの②が先ほど伊藤さんから御指摘いただいたところに相当する。菅原さんからも御指摘いただいたところに相当する対応になるかと考えております。

それから、続いて③でございます。選定事業者は、洋上風力発電設備等によって電波受信障害など地域住民の生活に影響が生じた場合の相談窓口として、あらかじめ対応窓口を明確化し、十分な周知を行うこと。また、影響が生じた場合においては、その内容について迅速に周知を行い、改善に向けた対応をとること。

それから、(6)です。環境配慮事項です。①選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し、丁寧に説明すること。同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。②選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観等について適切に環境影響評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。③選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は必要に応じて環境監視や事後調査を実施し、重大な環境影響が懸念される場合は追加的な環境保全措置を講ずること。

(7)上記の(1)から(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じて本協議会を通じて行うこととしております。

それから、4番です。洋上風力発電事業を通じた男鹿市、潟上市及び秋田市の将来像という項目になっております。近年、秋田県の人口減少率は全国最大のペースで推移をしていますけれども、その要因の1つは若年層の県外流出であり、本県の少子化にも大きな影響を与えている。秋田市を含む当地域も例外ではなく、2045年における当地域の20から30歳代の人口の合計は2015年の約45%に落ち込むものとされています。

こうした状況を踏まえ、秋田県では県政運営の指針である新秋田元気創造プランにおい

て人口減少問題の克服を最重要課題に位置づけているが、同プランの実施計画の1つである第2期秋田県新エネルギー産業戦略では、県内企業の参入拡大や当地域への関連産業の集積等に向けた取組を推進することとしており、雇用創出による若年層の回帰・定着に寄与することが見込まれている。

このほか、漁業・観光振興等の洋上風力発電施設の活用や環境価値の地産地消・レジリエンスの強化等につながる再エネ電力の供給など洋上風力発電を起点とした様々な取組が展開されることにより、当地域がカーボンニュートラルやSDGsの理念を体現するエリアとして存在感を持ちながら、将来にわたって持続的に発展していくことが期待される。選定事業者は、これらの課題・期待を十分に理解した上で、地域・漁業との共存共栄の理念の下、以下に掲げる取組などを通じて協調・共生策に取り組んでいく必要がある。

(1) が地域振興策でございます。①本事業で発電される電気を県内企業や地域住民が活用するための検討や再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動など地産地消に資する取組。②地元自治体や教育機関、試験研究機関等との連携による研究開発に向けた取組のほか、地元教育機関への講師派遣など人材育成及び地元雇用創出に資する取組。③地元自治体等による災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力。④洋上風力発電施設を活用した観光ツアー造成への協力、教育旅行誘致への協力等、観光振興のほか既存の観光資源の活性化等に資する取組。

⑤広報用資料や展示物の作成・設置、選定事業者の運営するウェブサイト等を活用した地域住民への適時正確な情報発信。⑥船川港港湾ビジョンに掲げる取組や基地港湾である秋田港やそれを補完する船川港の利活用等、地域の港湾振興に資する取組。⑦第2期秋田県新エネルギー産業戦略の重点プロジェクトとして掲げる各項目の実現に資する取組や地元自治体の総合計画等に掲げる各目標達成に資する洋上風力発電を活用した取組。

(2) が漁業振興策です。①漁業者の確保・育成に向けた取組や継続的な漁業生産の安定化への支援など若い世代が将来に渡って続けることができる持続可能な漁業の実現に資する取組。②漁場造成や種苗放流、蓄養殖の推進、流入水域を含む漁場環境の保全など水産資源の維持・増大に資する取組。③秋田の魚介類の販売促進活動などによる県産水産物のブランド化及び販路拡大、観光と連携した漁業の推進などによる漁業経営支援及び漁村の活性化。

④地元自治体の整備計画に基づく漁港施設及び港湾区域における漁業施設の機能強化や水域施設の機能維持に係る協力・支援のほか、漁業生産活動及び水産物流通の拠点となる

陸上施設の整備に係る支援。⑤漁業活動に起因する洋上風力発電施設等の毀損等が関係漁業者の故意の行為によらず生じた際に漁業者の負担を極力軽減する対応の検討。⑥ICTやAI等の先進技術を活用した洋上風力発電設備等の気象海象データの関係漁業者等との共有・連携や安全な操業の支援、漁業監視等、「スマート水産業」の実現による操業の効率化や利益最大化に向けた取組。こうした取組を将来像に掲げまして、共生策というものを提案いただき、実施していくという必要がございます。

長くなりましたけれども、とりまとめ（案）については以上でございます。

○秋田大学（座長）

ありがとうございました。

これにつきましては、多分、ほとんどの皆様、いろいろ御意見があるかと思えます。少しでも多くの方の意見をいただきたいので、順次指名させていただきます。まずは最も影響が深いであろう潟上市、いかがでしょうか。

○潟上市

とりまとめ（案）については、本市の意見を含めていただきまして、非常にとりまとめされていると思っています。地域振興策の辺りについても、電力の地産地消についてはやはり企業誘致活動をしていますが、県外の企業でも株主総会等で、今、SDGsであるとか、そういった取組の事業への反映というのが非常に課題になっていることがあります。そういった面では、こういった地産地消を何とかできるような仕組みを考えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○秋田大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、次に影響が深いであろう男鹿市、いかがでしょうか。

○男鹿市

非常によくまとめてもらっています。くどいですがけれども、船川港の補完港としての活用、それから、O&M港としての利活用をお願いしたい。そしてまたスマート漁業の推進ということを書きつけてもらっています。漁業振興との共存というか、漁業との共存が

非常に大きなテーマですので、この中で今大きく取り上げられているブルーカーボンも推進をお願いしたい。藻場の造成、育成、そして地球環境のためにもブルーカーボン、大事だと思いますから、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○秋田大学（座長）

ありがとうございました。

では、続きまして秋田市、いかがでしょうか。

○秋田市

これまでの協議会で本市が述べてきました本事業で発電された電力の地産地消、あるいは建設工事の騒音に対する地元への対応などについても記載されておまして、大変ありがたいと思っておりますし、まずはこの選定される事業者には、地域経済の振興、そして地元企業の育成等についても積極的に取り組んでいただきたいという要望を申し上げて意見といたしたいと思えます。

以上です。

○秋田大学（座長）

ありがとうございました。

今回は、それも考えてとりまとめにこの4番、この将来像を全部大きく載せたというところが特徴だと思っております。ありがとうございました。

続きまして、県漁協の方、一人一人当てていきますので、まず、加賀谷様、いかがでしょうか。

○秋田県漁業協同組合（代表理事組合長）

このとりまとめに関しては、まず、すばらしいと感じました。それで、私は県北のほうの出身なので、まずこの潟上市沖に関することはあまり詳しくないので、漁業関係も定置が主体になっているのが潟上市沖なので、3ページの（3）の②に関しては伊藤委員のほうに少し不安を感じるということです。私からの意見としては、これくらいでお願いしたいと思えます。

○秋田大学（座長）

はい。分かりました。

順番から行きまして、まず先に菅原様からお願いいたします。

○秋田県漁業協同組合（副組合長・船川地区運営委員長）

まず、非常に多くてびっくりしていたところなのですが、これ、事業者さんが守ってもらえるんですよね。そこを確認したくて。

○秋田大学（座長）

まず、当たり前のことですが、協議会のこのとりまとめの最初のところにこれを尊重してくださいということは確実に言っておりますので、それは守っていただけたと思います。

○経済産業省（事務局）

よろしいですか。

○秋田大学（座長）

お願いします。

○経済産業省（事務局）

そこを先にお答えします。まず、我々選定事業者を決める際に、この協議会のとりまとめの内容を踏まえた計画になっていないところは、その時点で失格にします。ですので、協議会の意見とりまとめを踏まえた計画になっていないところは、まず落ちる。その上で実際にこの先は、例えば供給価格はどうか、地域との共生策はどうかとか、あとは、事業実現性はどうかとかというのを決められた手法に基づいて点数化して決めますが、あとは実際に選定された事業者が、今度はこの事業者が作った計画に反した形で事業をすると、それは履行違反になりますので、それは事業を継続できないことになってしまいます。

あとは、従来から申し上げておりますけれども、この法定協議会は続いてまいります。

選定事業者も入れた形で進んでまいりますので、例えば、この計画に沿っているけれど、改善してほしいところがもし出てくれば、そういったところも含めてこの協議会の場で協議をしながら、場合によっては是正を求めていくとかが1つ考えられます。いずれにせよ、入り口の段階でまずこれを守っていない、これを踏まえていない計画については失格になるというところで、まず、ふるいにかかります。

○秋田県漁業協同組合（副組合長・船川地区運営委員長）

まず、事業者が決まり、当然、この掲げたものは守らなければいけないのしょうけれども、途中で何か1つでも2つでもやらなかった場合はどうなるんですか。

○経済産業省（事務局）

それが先ほど申し上げた計画の履行違反になりますので、要するに自分たちが作って国に対して提出した計画を履行しなかったことになるので、それは事業を継続できないことになります。したがって、計画どおりにしっかり履行していただくという形になります。ですから、計画に反する形で事業が進むということはないです。

○秋田大学（座長）

さっき説明もありましたように、協議会はこれからも続きますから、そのときに事業者を含めて続きますので、その席上で言ったけれどもやっていないとか、そういう場合には、その席上ではっきり指摘していただければいいと思います。掛け声だけで終わっては面白くないというのは皆さん同じ考えだと思います。

これ、私は最初から参加させていただいていますが、特にこのとりまとめを作るときに気をつけたのは、掛け声だけで終わってはいけないということだと思います。地域貢献しますよと、ただ言ったけれども何もやらないということだって考えられますので、その掛け声だけで終わらないように注意していろいろ作ったことになっていますし、協議会もこれで終わりではありませんので、全然話が違えば、そのようなことをこれからも続く協議会で指摘していただければいいのではないかと思います。よろしいでしょうか。

では、続きまして伊藤様、よろしく申し上げます。

○秋田県漁業協同組合（理事・天王地区運営委員長）

資料3の3ページの選定事業者は漁業との共存共栄の理念のもと、促進区域内10メートル以浅の海域には・・・と書かれているんですけども、ケーブルの点検について、定款では1年に1回と書いて書かれているんですけども、必要に応じて状況が分かるまで何回でも調査してほしいというお願いですね。まず1点。

あと2点目は、この7ページの漁業活動に起因する洋上風力発電等の漁業者の故意によらず生じた際に漁業者の負担を極力軽減する対応の検討とありますけれども、天王浜は定置網が主体なんです。万が一、台風とかでこのアンカーがずれて、ケーブルとかに損傷を及ぼしたりすれば、2回目の協議会のときには、補償が発生すると言われたんですよ。そうなれば誰もこの区域内で漁ができなくなるので、何とかしてほしいとお願いされて、今、代表で話しているんですけども、まず、普通に操業していて漁師の負担になるようなことはしないようにしてほしいですね。

以上です。

○秋田大学（座長）

ありがとうございました。

これは、いかがでしょうか。そのことを考慮して大分書いたことになっているとは思いますが。

○経済産業省（事務局）

まさに御指摘のとおりでして、まず埋設の深さについては、法令に基づいてしっかり埋めたときの深さを維持しなければいけないとなっています。伊藤さん御指摘いただいた点検の頻度も含めて、ちゃんとその埋設したときの深さが維持できていることを確認しなければいけないので、その頻度自体も今後の地元の皆様との協議の中で選定事業者がしっかりと説明をしながら頻度も決めていくということだと思っています。

併せて、7ページ目の⑤のところについてですけども、ここについては実際、万が一、漁業者の皆様の例えば船の関係でケーブルに引っかかってしまった場合、そういったところについては、何らかに乗せしてできるような保険みたいな制度をしっかりと事業者から提案いただきたいと思っております、そこでこういう⑤のような書き方しております。どのようなものが出てくるかというのは、それは事業者の創意工夫のところがありますので、実際にそういった形を出していただきながら、地元との共生策の中としてふさわ

しいもの、それを我々としても選んでいきたいと思っています。

○秋田県漁業協同組合（理事・天王地区運営委員長）

漁業者が安心して操業できるような取組をお願いします。

○秋田大学（座長）

加賀谷様、よろしくをお願いします。

○秋田県漁業協同組合（代表理事組合長）

私からも一言。台風とか、最近、大きな低気圧、爆弾低気圧とも言いますが、そういうふうなものが接近して海が大荒れになった場合、定置網を支えるためのアンカーがとんでもないところまで流されるような状況があるわけですね。そういうふうになった場合に、その海底ケーブルを傷つけた場合、それは漁業者の責任ではありませんということを確認してほしいと思います。

○秋田大学（座長）

それは台風などといった極端な自然災害のときが前提ですから、それは当然のことだと思いますが、どうでしょう、記載する必要はありますか。

○経済産業省（事務局）

そういう大きな自然災害があったときの、その保険の在り方だと思いますが、そういったところも含めて事業者の方には十分、その保険の話も含めて提案していただくことだと思っておりますので、この協議会での議論、全て議事録に残っておりますので、それを踏まえた上で事業者の方には、この共生策、将来像のところを含めて出していただくことだと思います。

○秋田県漁業協同組合（代表理事組合長）

ありがとうございます。

○秋田大学（座長）

よろしいでしょうか。では、続きまして仲村様、いかがでしょうか。

○秋田県漁業協同組合（船越地区運営委員長）

この前、経済産業省から船越のほうに来てもらって、要望がありますかと言うから、いろいろ要望しました。その要望をできるだけ実行できるようにしてもらえればいいです。

○経済産業省（事務局）

全ての地先を回らせていただきまして、それでいろいろな御要望をいただきました。まさにこの将来像のところを作るに当たりましては、地元の皆さんの声をしっかり反映した形でやっていく必要があると思っておりますので、それはこの中に十分可能な範囲で記載していったというつもりでございます。しっかり前に進めてまいります。

○秋田県漁業協同組合（船越地区運営委員長）

よろしく申し上げます。

○秋田大学（座長）

ありがとうございました。

続きましては、オンラインで参加の杉本先生、よろしいでしょうか。何か御意見ございますか。

○秋田県立大学システム科学技術学部

杉本です。私が思いましたのは、最後の地域振興策とかのところですか、②のところ地元自治体や教育機関、試験研究機関等の連携によりという、その辺に書いてあることですけれども、やはりこういう非常に大がかりな施設ができるので、その設備を生かしたような教育にぜひ貢献していただきたいということで、インターンシップとかで地元の教育機関ももちろんですけれども、全国の大学や何かから希望者を長期休暇中に集めて何かキャンプみたいな感じで洋上風力発電について知ってもらおう。

そうすれば秋田のほうで地元の学生だけではなく、全国から洋上風力に就職したいといったような、何かそういうキャリア設計に役立つような教育をしていただきたいなというのと、あとは、直接的ではないかもしれないですけれども、何か奨学金のような制度も作

っていただいて、将来的にこの洋上風力といった方面に人が集まるようなことをやって貢献してもらえたらいいのではないかなと、そういうふうを考えております。

以上です。

○秋田大学（座長）

ありがとうございました。

これも非常に重要な指摘だと思いますので、記録に残していただいて、事業者の方の耳に届くようにしていただければと思います。

続きまして、今日は浜岡先生、欠席ですので、松本先生、オンラインで参加の松本先生、いかがでしょうか。

○東京大学教養学部附属教養教育高度化機構

ありがとうございます。今回の協議会意見とりまとめ（案）につきましては、地域の事情が考慮されておりまして、丁寧に留意事項、そして地域振興策や将来像も記載されておりまして、お取りまとめいただきまして大変ありがとうございました。全体といたしまして異存はございません。地域の必要性を高める取組といたしまして、例えば基金の出捐等の規模の算定方法などについてが見直しされておりますけれども、地元にはより明白な便益の再配分を行う必要があると思いますので、賛成いたします。

それから、とりまとめ（案）の4ページに大きな騒音を伴う工事については、早朝や夜間の作業は避けるなど周辺住民の生活に十分配慮することを盛り込んでいただきました。ありがとうございます。やはり立地地域の人々にとっては、特に建設工事の際に何が起こるかに対して準備していただいて、生活環境の変化を受け入れていただくこととなりますので、選定事業者には慎重に考慮していただきたいと思っております。

最後に地域社会との窓口を設けることは、地域住民との重要なコミュニケーションになりますので、引き続き立地自治体、そして県、国との連携で進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○秋田大学（座長）

ありがとうございました。

皆様方から貴重な意見をいただき、誠にありがとうございました。ここで様々な意見を聞いた限りでは、ここで作成しましたとりまとめ（案）につきましては、大方の賛成をいただいたと理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。ということになりますと、この事務局案をもって本協議会の意見とさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

これでとりまとめ（案）ができましたので、今後の段取りのほうに移らせていただきます。これにつきましては、資料6に基づいて事務局から説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。資料6を御覧いただければと思います。協議会意見とりまとめ後の主な段取りという1枚の紙ですけれども、まず、1番が協議会意見とりまとめとなっております。これが本日の議題でした。そして今後ですけれども、他の区域でも協議会意見のとりまとめがなされた区域がございます。そういった区域と合わせまして2番ですけれども、促進区域案という形で法律に基づいて、公告・縦覧にかけます。その上で3番です。経済産業大臣・国土交通大臣による促進区域への指定というものを行った上で、今度は選定事業者を決めるための公募にかける必要があるのですけれども、その公募要領に当たります公募占用指針と呼んでいますが、その案を国のほうで策定しましてパブリックコメントにかけます。それがセットされますと、正式に公募の開始になります。公募占用指針の公示というものです。これが5番です。

その後、協議会、すなわち、こちらの協議会の構成員の方々による事業者への説明会、要するに公募説明会でございますけれども、公募説明会をやった上で公募占用計画の審査・評価を行います。公募占用計画は、事業者から出てくる提案計画書でございますけれども、それを審査・評価をした上で8番ですけれども、発電事業者の選定と選定事業者が決まります。選定事業者が決まった後ですけれども、途中で申し上げましたように、この法定協議会はずっと続いてまいりますので、協議会がまた開催されることとなります。その際には、構成員に選定事業者を追加した形で開催されることとなります。さらに協議会の下に例えば漁業影響調査手法をどのように最後セットをして実施していくか、詳細な詰めを行っていく必要がありますけれども、そういったものを議論する実務者会議などを設置していく。ここについては内水面関係者についても御参加いただくということで考えております。

以上でございます。

○秋田大学（座長）

ありがとうございました。

以上をもちまして本日の協議会を閉じたいと思いますが、皆様方から何か最後に一言言っておきたいということはございますでしょうか。本日ですが、今説明しましたようにとりまとめの方向が見えましたので、あとは事務局、国におかれましては、促進区域の指定に向けた手続に移っていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

あと、先ほどから説明しましたように、本協議会におきましては、今後とも開催することになります。そして今度は構成員に選定事業者を含めて開催することになりますので、何もやっていないではないかとか、そういう問題がありましたら、その協議会の席上でしっかりと議論していただければと思います。今後ともやることになると思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

では、本日は、御多忙のところ、御熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。以上とさせていただきます。

— 了 —